

# 納税相談

■問い合わせ先  
 税務収納課市民税班  
 ☎52-9292



## 【土佐山田町地区】 会場：本庁舎市民ホール

月日	対象地域
2月17日(土)	百石町・東本町 西本町・秦山町 県住・古町・黒土
2月20日(火)	宮前町・前山 北本町上1
2月21日(水)	仁井田・佐野
2月22日(木)	大平・本村・有谷 佐竹・中後入 西後入・大後入
2月23日(金)	松本・岩次
2月24日(土)	片地地区
2月27日(火)	神通寺・京田・立石
2月28日(水)	談東・内田・中央 談中・談西
3月1日(木)	平田・中村・伏原
3月2日(金)	予岳・油石・前行
3月3日(土)	明治・宝町・栄町 旭町・北本町 北組西・中組・南組
3月6日(火)	植・大法寺
3月7日(水)	久次
3月8日(木)	上改田・須江 新改・入野
3月9日(金)	曾我部川・平山 東川
3月13日(火)	繁藤地区

## 【香北町地区】 会場：香北支所

月日	対象地域
2月16日(金)	永瀬・蕨野 白石・根須
2月19日(月)	吉野・小川
2月20日(火)	大谷・佐敷 久保川・蕪生野①
2月21日(水)	蕪生野②
2月22日(木)	上町・住宅
2月23日(金)	泉町・本町・新田
2月26日(月)	本田
2月27日(火)	下野尻
2月28日(水)	太郎丸・南岩改
3月1日(木)	北岩改・萩野・橋川野 白川上・白川下
3月2日(金)	五百蔵
3月5日(月)	有川・有瀬・西峯・河野 川ノ内・日ノ御子
3月6日(火)	谷相・中谷・横谷
3月7日(水)	朴ノ木・永野①
3月8日(木)	永野②・白寿荘 大井平・大東・梅久保
3月9日(金)	清爪・猪野々①
3月12日(月)	猪野々②
3月14日(水)	香北町全域

## 【物部町地区】 会場：物部支所

月日	対象地域
2月16日(金)	庄谷相・拓・頓定 浦山・中津尾
2月20日(火)	山崎・小浜
2月23日(金)	押谷・根木屋・岡ノ内 桑ノ川・別役・市宇・別府
2月27日(火)	久保・大西・南池・中上 笹上・笹下・五王堂 黒代・安丸
3月2日(金)	神池・楮佐古 平井・立花
3月6日(火)	大栃①・影仙頭 小川・日の地
3月9日(金)	大栃②・中谷川
3月12日(月)	物部町全域
3月13日(火)	大栃③・吹越・間々

◆申告にはマイナンバーの記載が必要です。申告書提出の際には、『マイナンバーカード』もしくは、『マイナンバー通知カード+運転免許証などの身元確認書類』を持参してください。

◆分離所得(譲渡・株式等)の申告をする方で確定申告となる方は、なるべく税務署で申告してください。

◆医療費控除の申告は事前に領収書の整理や計算を行ってください。

※平成29年分の申告から、領収書の添付に代わって、『医療費控除の明細書』の添付が必要となりました。医療費通知を添付すると、明細書の記入を省略できます。また、医療費の領収書は5年間保存する必要があります。ご注意ください。

平成30年度納税相談(平成29年分所得の申告)を実施します。

申告の案内が届いた方は、できるだけ決められた日時に申告に来てください。

当日来られない方や案内が届かなくても申告が必要な方は、2月16日(金)から3月15日(木)の平日9時~12時・13時~16時30分に、市役所本庁舎市民ホール・香北支所・物部支所で受け付けます。

また、2月19日(月)・26日(月)・3月5日(月)・12日(月)の4日間は、市役所本庁舎市民ホールで、受付時間を17時30分まで延長しています。

※今回の申告から申告書の電子送信が始まります。このため、申告に時間がかかり、長時間お待ちいただく場合がありますが、あらかじめご了承ください。

### 住民税の申告が必要な方

平成30年1月1日現在、香美市に住所または居所を有する方は、香美市へ住民税の申告が必要です。※次のいずれかに該当する方を除く。

- ①税務署に所得税の確定申告書(平成29年分)を提出される方
  - ②給与所得のみの方で、勤務先から香美市へ給与支払報告書の提出がある方(提出の有無は勤務先へご確認ください)
  - ③公的年金等に係る所得のみの方
- ※②・③の方について、各種控除の適用を受けようとする方は申告が必要です。

◆確定申告の必要がない次の①②のような方も、住民税の申告は必要です。

- ①公的年金等の収入が400万円以下で、それ以外に、20万円以下の所得金額がある方
- ②給与所得者で、給与所得や退職所得以外に、20万円以下の所得金額がある方 など

◆市・県民税では、寡婦控除の判定や非課税限度額の算定等のため、年少扶養親族(16歳未満)を含めた全ての扶養親族の数が必要です。年少扶養親族控除の申告漏れがあると、税額が増える場合もあります。ご注意ください。

### 不動産を売却された方へ

税の扶養親族の判断や、国民健康保険税の算定などに関係する場合がありますので、譲渡した金額の大小、交換や取用等で所得税が非課税の場合であっても、必ず申告をお願いします。

### 事業所得を有する方へ

事業所得(自営業・農業など)を有する方は、平成26年1月から帳簿のほか領収書等の証拠書類を保存しなければならないことになっています。記帳および領収書等の整理をお願いします。

### 事業主の皆さんへ

給与支払報告書(平成29年分)の提出

提出期限  
1月31日(水)

平成29年中に給与、賞与等の支払いをした事業所は、受給者が平成30年1月1日現在で居住している市町村に、給与支払報告書を提出してください。原則、パート・アルバイト等を含む全ての従業員から住民税の特別徴収(天引き)をする必要があります。

## 南国税務署からのお知らせ

【確定申告会場の開設期間】2月16日(金)~3月15日(木)

8時30分~16時受付(9時相談開始) ※土・日除く

【電話による申告相談】

1月18日(木)~3月15日(木) 8時30分~17時

☎088-863-3215 ※自動音声に従い『0』を選択してください。

土・日・祝日は、  
2月18日(日)と  
2月25日(日)のみ

